
令和4年度版

「きこえの教室」をご存じですか？

仙台市教育委員会特別支援教育課

「きこえの教室」は、軽度の聴覚障害があり、これに起因する言語の習得や使用に課題がある児童生徒のために、市内の小中学校5校（小4校，中1校）に設置された教室のことです。その歴史は古く、昭和43年に木町通小学校に難聴特殊学級が開設され現在に至っています。難聴通級指導教室と難聴特別支援学級の区別はありますが、ともに「通級方式」をとっており、通常の学級との交流を図りながら指導にあたっています。

きこえの教室の特徴は、対象となる児童のニーズに合わせて対応できることです。指導の対象となる児童生徒がより積極的に利用できるよう、このプリントをご活用ください。

1 きこえの教室の特徴

- ◇ 普段の生活や学習は通常の学級で行い、決まった時間に通って聴覚障害に起因する言語の習得や使用に関する課題の改善・克服に向けた特別の指導を受けます。
- ◇ きこえの教室が設置されている学校の児童生徒だけでなく、他の学校の児童生徒も同様の指導を受けることができます。
- ◇ 個別指導を原則としますが、実態に応じて一部小集団で行うこともあります。

2 対象となる児童生徒

- ◇ 通常の学級での学習内容がおおむね理解できるものの、補聴器を使用しても通常の会話を理解することに困難がみられ、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒を対象とします。

※ 仙台市では、上記のほかに、軽度の聴覚障害があり、これに起因する言語の習得や使用に課題がある児童生徒も含めます。

3 きこえの教室での指導

- ◇ 聴覚障害に起因する言語の習得や使用に関する課題の改善・克服を目指した「自立活動」の指導が中心となります。また、この目的を達成するために、特に必要な場合には、国語の音読や音楽の歌唱など、教科の内容を取り扱うことがあります。（単なる教科学習の遅れを補う指導は除きます）

- ◇ 年間35～280時間（週平均1～8時間）、通級方式による指導を行います。指導は、原則として児童生徒の授業時間の中で行い、他校からの通級は保護者に付き添っていただきます。
- ◇ 児童の課題は一人一人異なりますが、聴覚障害に起因する言語の習得や使用に関する課題のほかに、自己を表現すること、人とかかわることの課題につながっていることがしばしば見られます。そこで、通常の学級での生活や学習の様子にも目を向け、学級担任や保護者と連携しながら指導を進めます。

4 きこえの教室での指導を受けるには・・・

- ◇ 聴覚障害の判断にあたっては、専門医による聴覚障害に関する精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴、言語発達の状況などを総合的に見ていく必要があります。また、病院やヒヤリングセンターで、聴力の実態を把握することも必要です。
(＊ヒヤリングセンター 227-4411)
- ◇ 通級の対象と思われる場合には、このプリントを参考に保護者と担任でよく話し合い、在籍校を通して特別支援教育課（214-8879）に、お申し込みください。
- ◇ 聴力の実態、在籍校でのこれまでの生活や学習の様子等を参考に仙台市就学支援委員会で審議され、通級指導の開始が決まります。
- ◇ 在籍校からの距離や指導校の状況（受け入れの余裕）などを勘案して、通級による指導を受け入れる学校を、下記の学校の中から教育委員会で決定します。

◎ きこえの教室のある学校（小学校4校 中学校1校）

- 木町通小学校
- 南材木町小学校
- 長町小学校
- 桜丘小学校
- 長町中学校

- ◎ きこえの課題が他の障害による場合や発達全体にかかわる場合は、次の機関で相談を行っています。
 - 仙台市北部発達相談支援センター（北部アーチル）375-0110
 - 仙台市南部発達相談支援センター（南部アーチル）247-3801

お子さんのきこえのことで心配されている保護者の方に、コピーしてご紹介ください。